

工事業者の皆様

住宅防音工事について

平成30年5月

(令和元年6月改正)

防衛省 地方協力局 防音対策課

目次

<u>1. はじめに（本資料の目的）</u>	・・・	2
<u>2. 住宅防音工事の制度内容</u>	・・・	3
<u>3. 設計監理業務における留意点</u>	・・・	6
<u>4. 工事請負業務における留意点</u>	・・・	8
<u>5. 工事写真撮影のポイント</u>	・・・	10
<u>参考資料. 関係法令条文</u>	・・・	14
<u>工事写真貼付台紙</u>	・・・	17

1. はじめに（本資料の目的）

- ・平素より防衛省の取組みにご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。
- ・住宅防音工事は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第4条等に基づき、住民の皆様等が防音工事を行うに際し、国からの助成により実施されておりますが、その際、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係する法令が適用されます。
- ・住宅防音事業は長年に渡り実施しておりますが、今後も関係する法令の内容に則り、適正に手続きが行われた上で工事が進められるためには、補助事業者である住民の皆様等と契約を締結した上で、工事を実施される工事業者（設計事務所及び施工業者）の皆様のご役割が重要です。
- ・そのため、工事業者の皆様が住宅防音工事を行う際に、その業務処理の内容として最低限、考慮していただきたい点について取りまとめましたので、今後の業務にあたり事前にご確認いただくよう、お願いします。
- ・なお、本資料の内容等、ご不明な点等ございましたら、お近くの地方防衛局にお尋ね下さい。

平成30年5月

防衛省 地方協力局 防音対策課 2

2. 住宅防音工事の制度内容

2-1. 環境整備法に基づく住宅防音工事の助成措置

- ・住宅防音工事は、**防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律**（注1）**第4条**等に基づき、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による音響の障害が著しい場合に、住民等（住宅の所有者又は居住者）がその障害を防止又は軽減するため必要な工事に対し、国が補助金を交付しております。
- ・演習場の周辺においても、**演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱**に基づき同様に、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施による音響の障害を防止又は軽減するための必要な工事に対し、国が補助金を交付しております。

2-2. 補助金等適正化法に基づく手続きの内容

- ・住宅防音工事は、国が補助事業者である住民等に補助金を交付するため、その関係する手続きに関して**補助金等に係る予算の適正化に関する法律**（注2）に基づきます。
- ・具体的には、補助金の交付申請から額の確定に至る一連の手続きについて、**補助金の交付申請（第5条）、補助金の交付決定（第6条）、補助金の交付条件（第7条）、状況報告（第12条）、実績報告（第14条）、補助金額の確定（第15条）**等に定められております。
- ・本法を受けて、防衛省の住宅防音事業に関連する主な規定は以下があります。
 - － **防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則**（平成19年防衛施設庁告示第9号）
 - － **防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱**（平成22年防衛省訓令第10号）（注3）
 - － **防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則**（平成19年防衛省訓令第80号）
- ・5ページにこれらの規定に定められる関係各者（国・補助事業者・工事業者（設計監理者及び工事請負者））が住宅防音工事に関して行う内容の概略を示します。

（注1）昭和49年法律第101号。

（注2）昭和30年法律第179号。以降「補助金等適正化法」とします。

（注3）演習場周辺の地域における住宅防音事業の補助金を交付するための要綱としては、「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱」（平成19年防衛省訓令第109号）があります。

2. 住宅防音工事の制度内容

2-3. 補助金等適正化法に規定される措置の内容

○補助金等適正化法において、適正でない補助事業の内容が確認された場合には、以下の措置等を行うことが定められております。

・ 是正のための措置（第16条）

補助金の交付決定の内容及び交付条件に適合しないと認められるときは、これに適合するための措置をとるべきことを命ずることができる。

・ 交付決定の取消（第17条）

補助金を他の用途に使用し、補助金の交付決定の内容又は交付条件に適合しないと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

・ 補助金の返還（第18条）

補助金の交付決定を取消した場合に、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

・ 立入検査（第23条）

補助事業者による報告、事務所・事業場への立入り、帳簿書類その他の物件の検査又は関係者への質問ができる。

2. 住宅防音工事の制度内容

		1	2	3	4	5	6	7	8
		交付申請	交付決定	工事契約	着手報告	計画変更	実績報告	確定通知	補助金支払
国	地方防衛局	書類等の審査 ※ 事前含む	交付決定通知			変更交付決定通知	完了確認 ※ 事前含む	補助金額確定通知	補助金支払
	住宅所有者等	交付申請書提出			着手報告書提出	計画変更申請書提出	実績報告書提出		補助金請求
工事業者	設計監理者 (設計事務所)	設計図書作成		設計監理委託契約			工事関係書類提出 ※ 完了確認に協力		設計監理費支払
	工事請負者 (施工業者)	凡例 → 関係法令等に基づく手続き → 関係契約に基づく手続き		工事請負契約		工事変更契約	工事関係書類提出 ※ 完了確認に協力		工事費支払
関係法令等5	適正化法	第5条	第6条	-	第12条	第7条	第14条	第15条	-
	交付規則	第3条	第4条	-	第6条	第4条	第7条	-	-
	交付要綱	第10条	-	-	第14条	第11条 第12条	第15条	-	-
	事務取扱規則	-	第5条	-	-	第7条	-	第8条	-

3. 設計監理業務における留意点

設計監理業務のうちの監理業務には、工事の監理・完成検査及び工事請負契約に関する協力等があり、補助事業者との設計監理委託契約書に基づきますが、補助金等適正化法等の関係する法令に基づき適正に工事が行われるよう業務を行うことが必要です。そのため、特に以下の点について留意して下さい。

※ 工事について適正でないことが明らかになった場合や、適正であることの確認が十分に行えない場合は、**工事の内容等の更なる確認を行うとともに、確認できるまで補助事業の手続きが進められないことや、法令に基づく措置が執られる可能性があります。**

3-1. 総論

設計図面・内訳書の設計図書は、補助金等交付申請書の添付書類にあたるため、補助事業者は、補助金等交付申請書を提出する際に内容を理解した(注4)設計図書の添付が必要になります。

3-2. 工事の内容等の変更の手続き

工事の内容等(注5)が補助金等交付申請時の内容から変更が生じた際には、制度に基づく手続き(注6)が必要です。

- ① **計画変更の手続きが必要な場合(注7)は、速やかに地方防衛局(以下「防衛局」とします。)の担当者に連絡し、確実に必要な手続きが行われるようにする。**
- ② **計画変更を要しない軽微な変更の場合においても、事前に防衛局と内容について調整の必要がある。**
- ③ **変更内容が計画変更該当するかの判断やその手続方法を含め、不明な点があれば速やかに防衛局の担当者に相談をする。**

(注4) 特に工事費が補助限度額を超えている場合はその事実。その場合においても、工事請負契約の総工事費は超過額分を含めた額になります。

(注5) 工事の内容または工期の変更もしくは請負代金額の変更等を指します。以降も同様。

(注6) 住宅防音工事請負契約書への記載例

「工事の内容または工期の変更もしくは請負代金額の変更等を必要とするときは、甲(※補助事業者)、乙(※請負者)及び丙(※監理者)協議のうち、〇〇防衛局長に対する手続きを経た後定める。」

(注7) 計画変更の手続きが必要な変更は、以下の内容の変更を指します。(補助金交付要綱 第11条)

- ① 工事費(雑工事費を除く。)から工事雑費又は設計監理費への流用
- ② 住宅防音工事を行う居室、居室の数又は面積の変更
- ③ 金属製建具の材料又は気密機構の変更
- ④ 建築設備機器の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具の品目、規格、型式又は数量の変更
- ⑤ 音響の防止の効果を減ずるおそれのある工法又は材料の変更
- ⑥ 住宅防音工事の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

3. 設計監理業務における留意点

3-3. 実績報告時

完了確認は、補助金交付額を確定するに際して、工事が補助金交付決定の内容及び交付条件に適合して行われたかについて確認を行う目的により実施されます。書類の審査のほか、工事中や工事完了後に国の職員又は国から委託を受けた者が現地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

- ① 交付申請時^(注8)から変更がある場合、設計図書は変更箇所が赤字修正されている。
- ② 工事費の減額を伴う軽微な変更がある場合は、確実に補助事業等実績報告書に反映させる。
- ③ 工事写真は、後の「5. 工事写真撮影のポイント」により、住宅防音工事が計画内容に基づき、適正に行われたことが示されるように、判別可能となるように撮影されている。
- ④ 現地調査等により追加で撮影された写真等も整理する。
- ⑤ 現場代理人に対する指示・連絡事項、打合せ事項、工程表等の承認状況、立会・検査状況、下請人の承認状況等を記載した文書（工事監理報告書等）を作成している。

3-4. 工事完了後の必要な調査

工事が完了し、補助金が支払われた後においても、実施した工事の内容等の調査が必要となる可能性があります。そのため、住宅防音工事が完了した翌年度の4月1日を起点として5年間は確認が行えるようにするため、工事に関する書類の保管方法等について、各防衛局の方針に基づきご協力をお願いします。

4. 工事請負における留意点

工事請負は、補助事業者との工事請負契約に基づきますが、補助金等適正化法等の関係する法令に基づき適正に工事が行われることが必要です。そのため、特に以下の点に留意して下さい。

※ 工事について適正でないことが明らかになった場合や、適正であることの確認が十分に行えない場合は、**工事の内容等の更なる確認を行うとともに、確認できるまで補助事業の手続きが進められないことや、法令に基づく措置が執られる可能性**があります。

4-1. 工事の内容等の変更の場合

補助金交付申請後に工事の内容等（注5）に変更が生じた場合、制度に基づく手続き（注6）が必要です。

- ① **設計図書の内容から変更がある場合、設計監理者及び補助事業者がその内容を理解・承諾していること。**
- ② **計画変更（注7）及び軽微な変更が生じるときは、設計監理者を通じ防衛局に対し、確実に必要な手続きが行われるようにすること。また、必要に応じて工事請負者が防衛局に直接連絡をすること。**

4-2. 工事写真

工事写真は、住宅防音工事が計画内容に基づき、適正に行われたことを示されるように、判別可能となるように撮影することが必要です。詳細は、後の「5. 工事写真撮影のポイント」をご覧ください。

（注5）工事の内容または工期の変更もしくは請負代金額の変更等を指します。以降も同様。

（注6）住宅防音工事請負契約書への記載例

「工事の内容または工期の変更もしくは請負代金額の変更等を必要とするときは、甲（※補助事業者）、乙（※請負者）及び丙（※監理者）協議のうち、〇〇防衛局長に対する手続きを経た後定める。」

（注7）計画変更の手続きが必要な変更は、以下の内容の変更を指します。（補助金交付要綱 第11条）

- ① 工事費（雑工事費を除く。）から工事雑費又は設計監理費への流用
- ② 住宅防音工事を行う居室、居室の数又は面積の変更
- ③ 金属製建具の材料又は気密機構の変更
- ④ 建築設備機器の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具の品目、規格、型式又は数量の変更
- ⑤ 音響の防止の効果を減ずるおそれのある工法又は材料の変更
- ⑥ 住宅防音工事の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

4. 工事請負における留意点

4-3. 工事中、工事完了後の必要な調査への協力

工事が補助金交付決定の内容及び交付条件に適合して行われたかについて確認を行うため、工事中や工事完了後に国の職員又は国から委託を受けた者が現地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

4-4. 工事内容の保証期間の明示

工事が完了し、補助金が支払われた後においても、施工上の不備が確認された場合など、補助事業者の方に手直し等の必要な対応を行っていただく場合が考えられます。よって、補助事業であることに鑑み、5年間（注9）は工事請負者が補修を行う旨、工事請負契約の締結にあたり工事請負者と調整の上、工事請負契約書に記載されることを住民等に推奨しておりますので、ご協力をお願いします。

（参考）工事請負契約書への記載例

第〇〇条（補修の義務）

乙は、工事目的物が完成し、甲に引き渡した日から、工事が完了した年度の翌年度の4月1日を起点とした5年後の日までは、確認された施工上の不備（注10）について、補修の義務を負う。

（注9） 工事目的物が完成し、補助事業者に引き渡した日から、工事が完了した年度の翌年度の4月1日を起点とした5年後の日まで。

9 （注10） 施工上の不備とは、未施工の部分や防音区画が構成されていない部分がある場合などであり、メーカー保証期間経過後の空気調和機器の故障及び経年によるクロス等の仕上げ材等の剥がれ等は含まれません。

5. 工事写真撮影のポイント

工事写真の撮影及び作成に際しては、確認が円滑に行えるためにも、特に以下の点に留意し、ポイントで示されている内容が確認できるようにして下さい。また、本資料の巻末に工事写真貼付台紙を設けておりますので、ご活用下さい。

※ 十分に確認できない場合は、写真の追加提出や現地確認が必要となる場合があります。

5-1. 共通事項

各工事工程において共通する点としては以下があります。

- ① **各工程（施工前・施工中^(注11)・施工後）の全ての施工室・施工箇所・隠蔽部分、並びに施工材料を撮影した上で、写真を施工室・施工箇所ごとに時系列に整理する。**
- ② **黒板等を用いて時期・場所（住宅名・部屋）・施工内容等が分かるように明示する。**
- ③ **施工範囲の全景写真（施工面のほかに施工面に隣接した面も写っているもの）のほか、必要に応じて部分的な証明のための中景写真・近接写真も撮影する。**
- ④ **全体の機器設置の状況とともに、資材の型番等の詳細の内容が判別できるように撮影する。**
- ⑤ **関連資材の納品書等も整理・保管する。**
- ⑥ **現地調査等により追加で撮影された写真等も整理する。**

(注11) 既存の仕上材の撤去時を含む。

5. 工事写真撮影のポイント

5-2. 内外装工事

① 内外装の仕上がりが交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：天井、内壁、造作材、外壁

- ・天井・内壁・外壁の各一面の全体の状況。
- ・内壁については、家具等の家財を設置する前の状態。
- ・玄関、キッチン、トイレ、浴室等の壁紙・タイル等の全面張替又は部分補修については、各壁一面の全体の状況。（施工前後において撮影）

② 施工後見隠れになる部分の工事内容が交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：天井裏、防音壁内、下地材

- ・施工後見隠れになる部分の施工状況。（施工中（既存の仕上材の撤去時）において撮影）
- ・吸音材、遮音シート、石こうボード等の規定された材料が使用されている。（品番等を撮影）

5-3. 建具工事

③ 選定品等の建具が付属品とともに交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：建具本体（形状、ガラス、色（注12））、付属品（網戸、格子、雨戸、戸袋、パッキン（注13））

- ・建具の寸法が分かるように撮影。
- ・「住宅防音工事選定採用済防音材料等一覧」による選定品等が使用されている。（型番シール等を撮影）
- ・カバー工法により取付ける場合に、施工後見隠れになる部分の吸音材及び建具の取付状況。（施工中の状況を撮影）
- ・木製建具内の吸音材等による内部構造の状況。（製作中の状況を撮影）

11 (注12) 金属製・樹脂製建具の場合のみ。

(注13) 演習場周辺における木製建具の場合のみ。

5. 工事写真撮影のポイント

5-4. 空気調和設備工事

④ 選定品等の空気調和機器が交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：空気調和機器（エアコン、換気扇、レンジフード）、
付属品（防音フード、吸気口、チャンバー、化粧カバー）、壁穴あけ、室外機の架台

- ・ 図面通り空気調和機器が設置されている。（設置場所が分かるよう、全体を撮影）
- ・ 換気扇、レンジフード、給気口が「住宅防音工事選定採用済防音材料等一覧」による選定品が使用されている。（型番を撮影）
- ・ チャンバー、室外機が計画どおり設置されている。（設置状況が分かるよう、全体を撮影）
- ・ 壁穴あけが図面通り行われた。（施工前後において撮影：非破壊検査を実施した場合は、レントゲン撮影した写真）
- ・ 既設冷暖房設備の撤去・復旧においてガスチャージを行った際には、その写真。

5-5. 電気設備工事

⑤ 電気設備工事が交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：分電盤、コンセント

- ・ 電気設備工事が計画通りに行われた。
- ・ 分電盤の電気容量及び回路数の工事が計画通り行われた。

5. 工事写真撮影のポイント

5-6. その他の工事

⑥ 天井点検口・吊り戸棚等のその他の工事が交付申請時の図面通りに施工されている。

【ポイント】 主な箇所：天井点検口（新設）、吊り戸棚（新設・取外取付）、流し台（新設・取外取付）、カーテンレール（新設・取外取付）、ベランダ（取外取付）、仮設工事

- ・天井点検口、吊り戸棚、流し台、カーテンレール及びベランダ等の新設又は取外取付に関する工事が計画通り行われた。
- ・足場や養生シート等の仮設工事が計画通り行われた。（設置時点において撮影）

1. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

昭和49年6月27日法律第101号)

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

(目的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(住宅の防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

昭和30年8月27日法律第179号)

最終改正：平成14年12月13日法律第152号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2～4 （略）

2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（続き）

（補助金等の交付の条件）

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 （略）

（事情変更による決定の取消等）

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2～4 （略）

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（続き）

（決定の取消）

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 （略）

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 （略）

（補助金等の返還）

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 （略）

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 （略）

（立入検査等）

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

住宅防音工事 工事写真貼付台紙のご利用方法について

住宅防音工事の工事写真貼付台紙の様式は、表紙の他に15のシートからなります。工事写真を作成される場合にご利用下さい。

○ 工事写真作成シート

工事の内容により使用するシートが異なりますが、各工事について以下の工事内容のシートをご使用下さい。

- 防音工事 : 1. ～ 5.
- 建具復旧工事 : 1. ～ 3. 及び 5.
- 空気調和設備復旧工事 : 1. 、 4. 及び 5.

工事内容	シート名	
1. 建物全景	① 1-1 建物全景 (1)	
2. 内外装工事	② 1-2 建物全景 (2)	
	③ 2-1 天井	
	④ 2-2 内壁	
	⑤ 2-3 外壁	
3. 建具工事	⑥ 2-4 防音材料	
	⑦ 3-1 建具 (1)	
4. 空気調和設備工事	⑧ 3-2 建具 (2)	
	⑨ 4-1 エアコン (1)	
	⑩ 4-2 エアコン (2)	
	⑪ 4-3 換気扇等 (1)	
	⑫ 4-4 換気扇等 (2)	
	5. 電気設備工事、その他の工事	⑬ 5-1 その他 (1)
		⑭ 5-2 その他 (2)
		⑮ 5-3 その他 (3)

○ 作成される際に以下の点についてご留意下さい。

- ・ 工事写真を作成する際には、工事業者の皆様への業務マニュアル「住宅防音工事について」の「5. 工事写真撮影のポイント」の記載内容にご留意下さい。
- ・ 「1. 建物全景」については、該当する工事の世帯ごとに作成して下さい。
- ・ 「1. 建物全景」以外については、該当する工事箇所ごとに作成し、その場合は該当する工事箇所を○で囲むとともに、必要により具体的な名称等を記載して下さい。
- ・ さらに、該当する内壁・外壁については壁面、建具については建具番号ごとにシートを設けて作成して下さい。
- ・ 工事写真の作成にあたっては、ページ番号、整理番号、補助事業者、工事請負者、工事監理者の欄に必要事項を記載して下さい。また、必要に応じ、写真貼付の欄の下部に写真についての説明を記載して下さい。
- ・ 写真は、縦撮りであっても枠からはみ出さないように貼付けをしていただければ結構です。

令和〇〇年度

写真ページ合計 : ページ
(本紙面を含まず。)

住宅防音工事 工事写真

工事の種別 : (該当する工事に○で囲む。)

防音工事
 建具復旧工事
 空調復旧工事

整理番号 :

補助事業者名 :

居住者名 :
(補助事業者と同一の場合は、「同一」と記載して下さい。)

工事請負者名 :

工事監理者名 :

※「写真ページ合計」、「整理番号」及び「補助事業者名」(緑色部分)については、本ページに入力した内容が、全ページに自動的に表示されます。

【住宅防音工事写真①】

(/ ページ)

1-1 建物全景 (1)

整理番号 : _____
補助事業者名 : _____

- ※ 可能な限り該当する建物の全方向を撮影する。
(方向を写真貼付の欄の下部に記載する。)
- ※ 施工中の写真は仮設工事の状況が分かるように撮影する。

建物全景 (施工前) 方向1 : 北面	建物全景 (施工中) 方向1 : 北面

建物全景 (施工後) 方向1 : 北面	建物全景 (施工前) 方向2 : 東面

建物全景 (施工中) 方向2 : 東面	建物全景 (施工後) 方向2 : 東面

【住宅防音工事写真②】

(/ ページ)

1-2 建物全景 (2)

整理番号 : _____
補助事業者名 : _____

- ※ 可能な限り該当する建物の全方向を撮影する。
(方向を写真貼付の欄の下部に記載する。)
- ※ 施工中の写真は仮設工事の状況が分かるように撮影する。

建物全景 (施工前) 方向3 : 南面	建物全景 (施工中) 方向3 : 南面

建物全景 (施工後) 方向3 : 南面	建物全景 (施工前) 方向4 : 西面

建物全景 (施工中) 方向4 : 西面	建物全景 (施工後) 方向4 : 西面

【住宅防音工事写真③】

(/ ページ)

2-1 天井

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

天井全景 (施工前)	天井全景 (施工中: 撤去状況)

天井全景 (施工中: 吸音材充填)	天井全景 (施工中: 石膏ボード張り)

天井全景 (施工中:)	天井全景 (施工後)

【住宅防音工事写真④】

(/ ページ)

2-2 内壁

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

内壁の壁面: () (記載例: A面、B面)
 ※ 工事箇所中の内壁の数に応じ本紙面を作成する。

内壁全景 (施工前)	内壁全景 (施工中: 撤去状況)

内壁全景 (施工中: 吸音材充填)	内壁全景 (施工中: 石膏ボード張り)

内壁全景 (施工中:)	内壁全景 (施工後)

2-3 外壁

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

外壁の壁面: () (記載例: 北面、東面)

※ 工事箇所中の外壁の数に応じ本紙面を作成する。

外壁全景 (施工前)	外壁全景 (施工中: 撤去状況)

外壁全景 (施工中: 吸音材充填)	外壁全景 (施工中: 石膏ボード張り)

外壁全景 (施工中:)	外壁全景 (施工後)

2-4 防音材料

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

※ JIS規格のマークが明示できるようにラベル等を撮影する。

吸音材	普通硬質石こう

ラスボード	鉛板貼付石こうボード

軟質遮音シート	

【住宅防音工事写真⑦】

(/ ページ)

3-1 建具 (1)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

建具番号: ()

※ 設計図面中に記載されている番号。

建具全景 (施工前)	建具全景 (施工中:)

建具全景 (施工中:)	建具全景 (施工後)

建具全景 (施工後)	建具型番 ※

※ 網戸・格子・雨戸・戸袋等の付属品の設置が明示できるように撮影する。

※ 型番が明示できるようにラベル等を撮影する。

【住宅防音工事写真⑧】

(/ ページ)

3-2 建具 (2)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

建具番号: ()

※ 設計図面中に記載されている番号。

木製建具 (内部構造) ※1	木製建具 (完成)

カバー工法建具取付け (施工中) ※2	

※1 製造中の段階のものを貼付る。

※2 該当する場合に内部構造が明示できるように撮影する。

【住宅防音工事写真 ⑨】

(/ ページ)

4-1 エアコン (1)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

エアコン (施工前)	エアコン (施工中) ※1

エアコン (施工後)	エアコン型番 ※2

室外機架台 (施工前)	室外機架台 (施工後)

※1 穴開けの状況が明示できるように撮影する。
 ※2 型番が明示できるようにラベル等を撮影する。

【住宅防音工事写真 ⑩】

(/ ページ)

4-2 エアコン (2)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

化粧カバー (施工前)	化粧カバー (施工後)

ガスチャージ	接地工事

4-3 換気扇等 (1)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

換気扇 (施工前)	換気扇 (施工中) ※1

換気扇 (施工中) ※1	換気扇 (施工後)

換気扇型番 ※2	

※1 穴開け及びチャンバー設置の状況が明示できるように撮影する。
 ※2 型番が明示できるようにラベル等を撮影する。

4-4 換気扇等 (2)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所: 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

給気口 (施工前)	給気口 (施工中) ※1

給気口 (施工後)	防音フード (施工前)

		給気口 (型番) ※2
		防音フード (型番) ※2
防音フード (施工前)		

※1 穴開けの状況が明示できるように撮影する。
 ※2 型番が明示できるようにラベル等を撮影する。

5-1 その他 (1)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所： 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

※ 分電盤及び天井点検口については、施工前及び施工後の写真について撮影する。
 その他の工事について掲載する場合には、その工事の内容を記載する。

分電盤 (施工前)	分電盤 (施工後)

天井点検口 (施工前)	天井点検口 (施工後)

その他 () (施工前)	その他 () (施工後)

5-2 その他 (2)

整理番号 :
 補助事業者名 :

工事箇所： 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
 その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

※ 吊り戸棚・流し台・カーテンレール・ベランダについては、施工前、施工中及び
施工後の写真を撮影する。その際、工事の内容を写真貼付の欄の下部に記載する。
 その他の工事について掲載する場合には、その工事の内容を記載する。

その他 1 () (施工前)	その他 1 () (施工中)

その他 1 () (施工後)	その他 2 () (施工前)

その他 2 () (施工中)	その他 2 () (施工後)

5-2 その他 (3)

整理番号 :
補助事業者名 :

工事箇所： 居室 () ・浴室・トイレ・玄関・廊下・階段・
その他 () (該当する箇所を○で囲む。)

※ その他の関連する工事や、他のシートに掲載できなかった写真を掲載する。
その際、工事の内容や写真の説明を写真貼付の欄の下部に記載する。

()	()

()	()

()	()